

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容 ※	<p>【予防接種システム】 札幌市では、感染症の発生及びまん延防止のため、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種の実施に関する事務、給付の支給に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の10の項、93の2の項により個人番号を利用することができるのは、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 については、特定個人情報ファイルを主務省令で定める以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種履歴の管理・保管等に係る業務 ・医療機関等での予防接種の実施に係る業務 ・実施医療機関への委託料の支払いに係る業務 ・対象者への接種勧奨に係る業務 <p>②健康被害による給付の支給に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種を受けた者が疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合の健康被害を受けた者への給付の支給に係る業務 <p>《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)》 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。</p> <p>【ワクチン接種記録システム(VRS)】 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③対象人数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[30万人以上]</p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	予防接種システム
②システムの機能	<p>予防接種法及び特措法による、予防接種履歴の管理等を行うシステムであり、次の機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種情報(接種日や接種回数等)の記録・保管等 ・予防接種履歴等の照会 ・予防接種済証や予防接種依頼書等の発行 ・予防接種の接種勧奨に係る対象者抽出 ・統計出力機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システム基盤(団体内統合宛名、個人基本))</p>

システム2	
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)
②システムの機能	<p>団体内統合宛名番号(以下、「宛名番号」という)(※1)・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 宛名番号の登録・管理 宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連付けを行う。 符号(※2)取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。 宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした宛名番号検索を行う。 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。 <p>※1 (団体内統合)宛名番号…各システムで扱われる情報が「誰」の情報であるかを特定するために、各地方公共団体等間で共通して用いる番号。宛名番号は、各地方公共団体等の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報、地方税関係情報等と紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。</p> <p>※2 符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (予防接種システム、システム基盤(市中間サーバー、個人基本))</p>
システム3	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 既存住基システムと住民基本台帳ファイルの利用承認を受けたシステム間のデータ連携 既存住基システムのデータを受領し、必要な項目のみに再編成したうえで、住民基本台帳ファイルの利用承認を受けているシステムに送信する。 住民記録の異動情報の連携 既存住基システムから受領したデータ(※3)を、要求に応じて、随時(リアルタイムで)システム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ送信する。 <p>※3 当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容に再編成して送信する。</p> <ol style="list-style-type: none"> システム基盤(市中間サーバー)への情報送信 世帯情報のうち、番号別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ送信する。 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (予防接種システム、システム基盤(市中間サーバー、団体内統合宛名)、庁内各業務システム)</p>

システム4	
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバー)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォームと庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムでそれぞれに開発すると非効率になってしまう機能を集約する。</p> <p>1 サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームに対して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、それぞれが受け取れるデータのフォーマットやコードへ変換を行う。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、宛名番号が必要となるため、宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、庁内各業務システムで管理している番号へ変換するために、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 庁内各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームに対して、情報転送、情報照会等に係る要求を行い、その結果を庁内各業務システムに返す。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム)</p>
システム5	
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム
②システムの機能	<p>国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得並びに特定個人情報の照会及び提供の機能を有する。</p> <p>1 符号管理 符号と宛名番号とを紐付け、その情報の保管及び管理を行う。</p> <p>2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。</p> <p>4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持及び管理を行う。</p> <p>7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※4))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>※4 インターフェイスシステム…情報照会者及び情報提供者とコアシステム(※5)を接続するシステム ※5 コアシステム…符号の生成、情報連携の媒介及び情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステムの総称</p> <p>8 セキュリティ管理 (1) 特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 (2) 送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。 (3) 受信したデータ等に付与されている署名の検証を行う。 (4) データの暗号化及び復号に必要なデータ暗号化鍵の管理を行う。 (5) 情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。</p> <p>9 職員認証及び権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証、職員に付与した権限に基づく各種機能及び特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システム基盤(市中間サーバー))</p>

システム6	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。</p> <p>1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>2 機構(※6)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>※6 機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。</p> <p>3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム7	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務のために、国が開発したシステムであり、以下の機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の特定及び個人の宛名の突合の正確性を向上させ、予防接種率の向上に向けた施策の実施に資するため。 ・情報提供ネットワークを用いた他の地方公共団体等との情報連携に対応するため。 ・本人確認情報を入手することで、予防接種手続の添付書類を省略できるなど、住民の負担軽減及び事務の効率化が図れるため。
②実現が期待されるメリット	番号制度の導入により、予防接種履歴に関する情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に予防接種対象者等の情報を把握することが可能となり、適切な接種勧奨が可能になる等、接種率の向上ひいては感染症の発生及びまん延の防止につながることを期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。)第4条第2項 番号法第19条第6号(委託先への提供)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(16-2、16-3及び115-2の項) (別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による予防接種」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(16-2、17、18、19及び115-2の項)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課
②所属長の役職名	感染症総合対策課長
8. 他の評価実施機関	
-	